

令和2年7月3日からの大雨による災害に伴う 雇用保険失業給付の特例措置について

このたびの大雨による災害で、令和2年7月6日に鹿島市が災害救助法の適用を受けたことにより、雇用保険失業給付の特例措置を下記のとおり実施します。

1 ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます。

(事前の申し出や、やむを得ない理由を証明する書類は不要です)。

なお、失業の認定日を変更された方は、変更後の認定日の前日までの失業認定を一括で行います。

※ やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。

2 他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給手続きを行うことができます。

※ 受給手続きに必要な確認書類がない場合でも、手続きを行うことができます。

3 「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

災害の時点で被災地域内の事業所で勤務していた方について、災害により一時的に離職した場合に、雇用保険の失業給付を受給できる特例措置があります。

令和2年7月3日からの大雨による災害により、災害救助法指定地域内の事業所が、災害を直接の原因として事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当を受給できます。

- 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。
- 勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者離職票」、身分証明書（運転免許証など）、本人名義の預（貯）金通帳（カード）、写真（縦3cm×横2.5cm）が必要です（ただし、受給手続きに必要なこれらの確認書類がない場合でも手続きを行うことができますので、お近くのハローワークにご相談ください。）。

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、基本手当の支給を受けた方については、一時離職後に雇用保険被保険者資格を取得しても、一時離職前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面のハローワークや労働局にご相談ください。

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
佐賀労働局職業安定課	〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3号20号 佐賀第2合同庁舎6階	0952-32-7216
ハローワーク佐賀	〒840-0826 佐賀市白山2丁目1-15	適用課 0952-41-9307 給付課 0952-24-4305
ハローワーク唐津	〒847-0817 唐津市熊原町3193	0955-72-8609
ハローワーク武雄	〒843-0023 武雄市武雄町昭和39-9	0954-22-4155
ハローワーク伊万里	〒848-0027 伊万里市立花町通谷1542-25	0955-23-2131
ハローワーク鳥栖	〒841-0035 鳥栖市東町1丁目1073	0942-82-3108
ハローワーク鹿島	〒849-1311 鹿島市高津原二本松3524-3	0954-62-4168

令和2年7月3日からの大雨による災害に係る雇用保険の取扱について(Q&A)

＜事業主向け＞

Q

A

1 「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」(一時的に離職する場合の特別措置)について教えてください。

「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」(一時的に離職する場合の特別措置)とは、災害救助法の適用を受けた地域の事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方について、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、雇用保険の基本手当を受給できるというものです(通常は再雇用が予定されていれば受給できません)。

なお、本特例措置制度を利用して、基本手当の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

このため、本特例措置制度を利用後、再び離職された場合については、本特例措置制度を利用後、離職の日以前2年間に12か月以上被保険者期間がある(倒産・解雇等による離職の場合、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合は、本特例措置制度を利用後、離職の日以前1年間に6か月以上被保険者期間がある)ことが必要となる場合があるほか、「高年齢雇用継続給付」(被保険者期間が5年間必要)、「育児休業給付」(被保険者期間が1年間必要)及び「介護休業給付」(被保険者期間が1年間必要)等の受給にも影響が出る場合があります。

2 従業員が「災害救助法の雇用保険の特別措置」(一時的に離職する場合の特別措置)を受けるためには、どのような書類が必要ですか。

事業主は、「雇用保険被保険者資格喪失届」及び「雇用保険被保険者離職証明書」を事業所管轄のハローワークに提出していただくこととなりますが、これらの用紙はハローワークで配布しておりますので、まずはハローワークに御相談してください。

なお、休業前における賃金支払状況など提出書類の記載内容が確認できる書類があれば、手続を速やかに進めることができますが、確認できる書類が全くない場合でも、本人の申出等で手続を進めていただくことができますので、まずは、ハローワークに相談してください。

また、当該書類は、ハローワークにて配布していますが、「雇用保険被保険者資格喪失届」の用紙は、インターネット(※)でダウンロードすることができます。

※ ハローワークインターネットサービスに「雇用保険被保険者資格喪失届」の用紙を掲載しています。「雇用保険被保険者離職証明書」は3枚複写のためハローワークインターネットサービスに掲載しておらず、ハローワークでの配布となります。

3	<p>「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」(一時的に離職する場合の特別措置)の手続をするためには、必ず「事業所の所在地を管轄するハローワーク」に行くことが必要なのでしょうか。</p>	<p>書類の提出先は、原則として、対象となる事業所を管轄するハローワークになりますが、事業主の方が事業所とは別の場所に避難している場合などは、事業所を管轄するハローワーク以外のハローワークに提出できます。</p>
4	<p>短期間でも、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」(一時的に離職する場合の特別措置)を利用できますか。 また、労働者に説明することはありますか。</p>	<p>短期間であっても制度は利用できますが、本特別措置制度を利用して、基本手当の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、労働者の方に必ずお伝えください。</p> <p>このため、本特別措置制度を利用後、再び離職された場合は、本特別措置制度を利用後から離職の日以前2年間に12か月以上被保険者期間がある(倒産・解雇等による離職の場合、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合は、本特別措置制度を利用後から離職の日以前1年間に6か月以上被保険者期間がある)ことが必要となる場合がある他、「高年齢雇用継続給付」(被保険者期間が5年間必要)、「育児休業給付」(被保険者期間が1年間必要)及び「介護休業給付」(被保険者期間が1年間必要)等の受給にも影響が出る場合があります。</p>